登録票（許可証）書換え交付申請書

<table>
<tr><td colspan="2">登録（許可）番号及び
登録（許可）年 月 日</td><td colspan="3">第　　号　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">製造所（営業所、店舗、主たる研究所）</td><td>所 在 地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更内容</td><td>事　　項</td><td>変　　更　　前</td><td colspan="2">変　　更　　後</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">変 更 年 月 日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

上記により、毒物劇物 製造業 輸入業 一般販売業 農業用品目販売業 特定品目販売業 特定毒物研究者 登録票　の書換え交付を申請します。
許可証

年　　月　　日

住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

長 野 県 知 事 殿

登録票(許可証)書換え交付申請

事　　項	登録票（許可証）の記載事項に変更を生じたとき
根拠法令	施行令第35条 施行規則第11条の２
提出部数	毒物劇物営業者、特定毒物研究者 ２部提出（正１部　薬事管理課、副１部　保健所）
添付書類	登録票　（許可証）
手数料	2,500円（長野県収入証紙またはオンライン決済※） （ただし、特定毒物研究者にあっては無料） ※オンライン決済による納入の場合は、以下のQRコードから利用者側URLにアクセスし、ながの電子申請サービスにより「支払の申込み」を行うこと。長野市内、松本市内の毒物劇物販売業は、利用不可。 なお、ながの電子申請サービスの利用にあたっては、利用者登録が必要です。 ①支払の申込みを行うと申込完了通知メールが届く ②申込完了通知メールに記載された整理番号を申請書に記載する ③県が支払申請を受理すると申請者に支払方法の案内メールが届く ④支払方法の案内メールに従い手数料の納入を行う (https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=74464)
その他	変更届を同時に提出する。